

三菱ケミカルグループ EMEA (MCG EMEA) ポリシー

タイトル	三菱ケミカルグループ 行動規範 (コードオブコンダクト)		
ドキュメント番号	1.2	有効期限	01.09.2023
バージョン	02	ページです。	1の 17

三菱ケミカルグループ  
行動規範 (コードオブコンダクト)

この行動規範には、当社の事業行動と倫理に関する基準が記載されています。私たちは、**Our Way**

の価値観と行動規範に従い、人と地球の幸福というKAITEKIを達成するために革新的なソリューションでリードしていきますが、この行動規範は私たちのガイドとなるものです。この行動規範は、日々の業務を遂行する際に守るべき基準をまとめたものです。

行動規範は、「Our

Way」の価値観である「誠実」「尊重」「果敢」「共創」「完遂」を反映している。行動規範の基準は、一人ひとりの誠実さと他者への尊重が、果敢さと多様な共創によって示され、ステークホルダーへ完遂の意思を示すことが真に実現可能な文化を自然に醸成します。あなたには、この行動規範および当社のその他の方針に含まれる要件とガイドラインを熟知し、遵守する責任があります。日々の業務において、行動規範をどのように実践するかは重要なことです。行動規範の基準に従い、Our

Wayの価値観と行動様式に一致するよう、日々の業務に向き合うようにしてください。なお、「あなた」または「従業員」とは、当社に雇用または従事するすべての従業員、労働者、請負業者を指します。「法務・コンプライアンス部」とは、日本、米国、欧州の三菱ケミカルグループの法務・コンプライアンス部を指します。

**A. 会社の方針および手順の遵守**

当社は誠実にビジネスを行うことを約束し、社員がすべての行動においてこの約束を守ることを期待します。当社は、従業員が法律を遵守し、倫理的かつ責任を持って行動することを求めています。雇用／契約条件として、すべての社員は、この行動規範を含め、当社の方針および業務遂行基準を遵守しなければなりません。倫理的または法的責任について疑問がある場合は、上司、経営陣、または法務・コンプライアンス部のメンバーに説明を求める必要があります。当社の方針に違反した場合は、解雇を含む懲戒処分の対象となります。

**I. あなたの責任**

違反行為を匿名で報告する方法については、最終ページを参照のこと。

三菱ケミカルグループ EMEA (MCG EMEA) ポリシー

タイトル	三菱ケミカルグループ 行動規範 (コードオブコンダクト)		
ドキュメント番号	1.2	有効期限	01.09.2023
バージョン	02	ページです。	2の 17

当社の従業員には、以下のことが求められます：

- \* Our Wayへのコミットメントを含め、KAITEKIの原則を遵守すること。
- \* 安全性と正しい行動を最優先し、誇りを持てる仕事を成し遂げること。
- \* 本行動規範、適用されるすべての法律、およびその他の会社方針を熟知し、遵守すること。
- \* すべての人に敬意と尊厳を持って、誠実かつ公正に接すること。
- \* 個人的な利害が会社の利害と対立する、または対立すると思われる状況を避け、対立の可能性がある場合は上司に開示すること。
- \* 会社の専有情報、資産、リソース、および他の組織から会社に委託されたものを保護し、適切に使用すること。
- \* すべての必要なトレーニングを適時に完了すること。
- \* 不正行為の疑いを報告すること。
- \* 優れたビジネス倫理には、適用される法律よりもさらに高い基準が必要であることを理解する。意思決定の倫理を検討する際には、以下を考慮する：
  - 合法だろうか？
  - 会社の方針と手続きに従っているか。
  - 同僚、マネージャー、会社の指導者たちは、私の決断を喜んでくれるだろうか？
  - 自分の決断と行動に誇りを感じられるだろうか？
  - 家族や友人は私の決断と行動を誇りに思うだろうか？
  - それは正しいことだろうか？

管理職の場合、上記に加え、適切な行動の模範となることで、倫理とコンプライアンスの文化を促進することが期待されています。管理職は以下のことを行うべきである：

- 監督する者が行動規範の下での責任を理解していることを確認する。
- 全従業員が安心して懸念を表明し、倫理とコンプライアンスの重要性を理解できるような、オープンで協力的、かつ信頼できる環境を作る。
- 従業員に、事業業績とステークホルダーへの新たな価値の提供が、倫理的行動と法律および会社方針の遵守よりも決して重要ではないことを理解させる  
当社の成功と価値観の継続的な遵守へのコミットメントには、オーナーシップを持ち、将来に責任を持つことが必要である
- 法律、行動規範、会社方針に違反する可能性がある場合、（法務・コンプライアンス部門と協議の上）是正措置または予防措置を講じる。
- 従業員を評価する際には、行動規範の原則に関連する従業員の行動を考慮する。

違反行為を匿名で報告する方法については、最終ページを参照のこと。

## 三菱ケミカルグループ EMEA (MCG EMEA) ポリシー

タイトル	三菱ケミカルグループ 行動規範 (コードオブコンダクト)		
ドキュメント番号	1.2	有効期限	01.09.2023
バージョン	02	ページです。	3の 17

### II. 不正行為の報告

不正行為、ハラスメント、違法行為、詐欺、会社資産の濫用、その他の法律違反、本行動規範の基準、またはその他の会社方針に違反する行為、またはその疑いがある行為に気づいた従業員は、直ちに上司、経営陣、または法務・コンプライアンス部に報告することが期待されています。

これらの報告方法が適切でないと思われる場合は、当社の倫理ホットライン（フリーダイヤル）に電話してください。匿名ホットラインの電話番号と匿名でない報告用Eメールアドレスは、この行動規範の最後に記載されています。

ホットラインに電話すると、外部のサービス・プロバイダーから訓練を受けた専門家があなたの懸念について質問し、匿名を希望するかどうかを尋ねます。匿名希望の有無にかかわらず、電話が追跡、追跡、録音されることはありません。要約文書のみが保管され、当該地域の三菱ケミカルグループのチーフ・コンプライアンス・オフィサーに提供されます。電話連絡の最後に、ケース番号と、最新情報を得るために電話をかけ直すことができる日時をお知らせします。

### III. 調査

報告は非常に真剣に扱われ、迅速かつ徹底的に調査されます。調査に関する情報の秘密保持は最優先されますが、当社による徹底的な調査およびフォローアップの過程で、例えば、疑惑のある加害者、目撃者、その他の関係者との面談の過程で、一定の開示が必要になる場合があります。調査に参加する場合は、全面的に協力し、正直に回答し、調査中に知り得た情報の守秘義務を守ることが期待されます。ただし、この行動規範のいかなる条項も、あなたが監督機関や執行機関に申し立てを行ったり、情報を開示したりすることを妨げるものではありません。

不正行為が行われたと会社が判断した場合、適切な懲戒処分が行われる。

### IV. 報復の禁止

当社は、従業員が報復を受けることなく、潜在的な不正行為について誠意をもって懸念を表明しやすい企業文化の維持に努めています。当社は、行動規範、会社の方針、または法律に違反する行為を拒否した従業員、不正行為の可能性について誠意をもって懸念を表明した従業員、またはそのような不正行為の可能性の調査に協力した従業員に対して、解雇、降格、停職、手当の喪失、脅迫、嫌がらせ、差別などのいかなる不利益も容認しません。直接的または間接的な報復は、解雇を含む懲戒処分の対象となります。

違反行為を匿名で報告する方法については、最終ページを参照のこと。

三菱ケミカルグループ EMEA (MCG EMEA) ポリシー

タイトル	三菱ケミカルグループ 行動規範 (コードオブコンダクト)		
ドキュメント番号	1.2	有効期限	01.09.2023
バージョン	02	ページです。	4の 17

## B. 相互関係

従業員は当社の最も貴重な資源です。すべての従業員に公平かつ公正な待遇を提供することが、当社の方針であり慣行です。

### I. 多様性の尊重と機会均等

当社はすべての個人の権利と文化的差異を尊重します。当社は、募集、採用、報酬、職務の割り当て、昇進など、雇用のあらゆる側面において、すべての従業員と採用応募者に平等な機会を提供します。人種、肌の色、宗教、国籍、遺産、性別（妊娠を含む）、性的指向、性自認または表現、年齢、身体的または精神的障害、あるいはその他の法的に保護された地位に関係なく、すべての従業員と採用応募者を処遇することが当社の方針です。

### II. 差別、ハラスメント、いじめ

当社は、すべての従業員が尊敬と尊厳をもって扱われ、差別、ハラスメント、いじめのない環境で働く権利を有するという原則にコミットしています。

そのような行為は、あなたの国の法律に違反する可能性があるだけでなく、当社の職場環境の安定性を損ない、生産性に影響を与え、従業員の士気に悪影響を及ぼします。

私たちは、人種、色、宗教、国籍、または伝統、性別（妊娠を含む）、性的指向、性自認または表現、年齢、身体的または精神的障害、またはその他の法的に保護された地位など、法的に保護された根拠による、経営陣、同僚、ベンダー、または顧客を含むいかなる人物による、従業員に対する違法な差別、ハラスメント、またはいじめも容認しません。上記のいずれかに基づくコメント、中傷、ジョーク、軽蔑的な発言は容認できず、許されません。不正行為が行われた場合は、適切な懲戒処分が下されます。

職場でのハラスメントの中でも特に深刻なものは、セクシャルハラスメントです。その行為への服従が明示的または黙示的な雇用条件である場合、その行為への服従または拒否が雇用判断の根拠として使用される場合、またはその行為が個人の業務遂行を不当に妨げたり、威圧的、敵対的、または攻撃的な環境を作り出したりする効果がある場合、その行為はセクシャル・ハラスメントに該当します。

違反行為を匿名で報告する方法については、最終ページを参照のこと。

## 三菱ケミカルグループ EMEA (MCG EMEA) ポリシー

タイトル	三菱ケミカルグループ 行動規範 (コードオブコンダクト)		
ドキュメント番号	1.2	有効期限	01.09.2023
バージョン	02	ページです。	5の 17

職場や業務関連行事において差別、ハラスメント、いじめの対象となった、そのような行為を目撃した、またはそのような行為の報告を受けたと考える従業員は、直ちにその問題を報告しなければなりません。

### III. 薬物とアルコール

医師が医療用として承認した場合を除き、違法薬物やその他の規制薬物の使用、配布、販売、所持は固く禁じられています。さらに、従業員は、医学的に承認された目的で使用されているか否かにかかわらず、アルコール、薬物、またはマリファナを含む、業務遂行に支障をきたす可能性のある規制薬物を使用中またはその影響下にある状態で、会社の敷地内または敷地外で会社の業務に従事すべきではありません。従業員は、承認されたイベントにおいて、会社の敷地内または敷地外で会社の業務に従事している間、アルコールを摂取することができます。

### IV. 職場における暴力

脅迫、ハラスメント、強要、および従業員を巻き込む、または従業員に影響を及ぼすその他の暴力行為や脅迫は、容認されません。いかなる種類の武器も、会社の敷地内（会社敷地内に駐車された従業員の車両を含む。）に持ち込むことが禁止されます。従業員は、暴力の脅威があった場合、または誰かが職場で武器を所持している可能性があることを懸念する場合は、直ちに報告し、必要であればサイトの緊急計画を発動させる必要があります。

### V. プライバシー

当社は、当社の従業員、顧客、および当社と取引を行うその他の人々のプライバシーを尊重し、適用される法律に従い、責任を持って個人情報収集、取り扱い、保護することを約束します。「個人情報」には、電子メールまたは物理的な住所、電話番号、氏名、音声、画像、個人の所在地などの直接的な情報、業務上および人事関連の情報、ならびにデバイス識別子を含む間接的な情報など、個人を特定できるあらゆる情報が含まれます。

個人情報は、合法的な業務目的のためにのみ、また同意を得た目的（同意が必要な場合）に従ってのみ収集され、アクセスを許可された者のみと共有され、当社のセキュリティポリシーに従って保護され、必要な期間のみ保持されなければなりません。プライバシーの侵害は、ノートパソコンやその他のコンピューティング機器の紛失によるデータの紛失や盗難の可能性、誤って電子メールや文書を間違えた相手に送信してしまうなど、さまざまな形で起こり得ます。

違反行為を匿名で報告する方法については、最終ページを参照のこと。



三菱ケミカルグループ EMEA (MCG EMEA) ポリシー

タイトル	三菱ケミカルグループ 行動規範 (コードオブコンダクト)		
ドキュメント番号	1.2	有効期限	01.09.2023
バージョン	02	ページです。	6の 17

すべての従業員は、個人情報への不正アクセス、偶発的な紛失、開示、破壊を防止するために、適切な措置を講じなければなりません。従業員には、以下の事項を遵守することが求められます

- 紙媒体と保管場所のセキュリティを確保する。
- 不要になった個人情報は、適切にシュレッダーにかけて安全に廃棄する。
- 強固なパスワードを使用し、パスワードは誰とも共有しない。
- 会社データの保存、送信、バックアップには、会社が承認したシステムおよびツールのみを使用し、個人的な電子メール、暗号化されていない、または安全でないデバイス、リムーバブルメディア、個人的なクラウドベースのサービス、または承認されていないソフトウェアを会社の業務に使用しない。
- オンラインに情報を投稿する際は、個人情報、企業秘密、専有情報、またはその他の会社の機密情報を開示しない。
- 個人情報をプリンター、共有サーバー、または一般にアクセス可能なコンピューターやサイトに残さない。
- さまざまなデータ保護基準を理解するため、法務・コンプライアンス部門に相談することなく、個人情報を国外に転送しない。
- フィッシング、マルウェア、その他のサイバーセキュリティの脅威の兆候を知る。
- 当社の個人情報にアクセスできる第三者（顧客、ベンダーなど）が、契約上、個人情報を保護する義務を負っていることを確認し、当社が第三者との合意事項を遵守する。

プライバシーおよびセキュリティ侵害の疑い、または確認された脆弱性は、直ちに法務・コンプライアンス部に報告してください。違反の中には、直ちに政府に通知する必要があるものや、重大な罰則の対象となるものもあるため、早急な報告が不可欠です。

## VI. 結社の自由

当社は従業員の結社権と団体交渉権に関して現地の法律を尊重しています。

## VII. 人権、人身売買、強制労働、児童労働

当社は、強制労働の自由を含む人権を擁護しています。また、児童労働の廃止を支持しています。

## C. 他者との関係

違反行為を匿名で報告する方法については、最終ページを参照のこと。

## 三菱ケミカルグループ EMEA (MCG EMEA) ポリシー

タイトル	三菱ケミカルグループ 行動規範 (コードオブコンダクト)		
ドキュメント番号	1.2	有効期限	01.09.2023
バージョン	02	ページです。	7の 17

当社は顧客、ベンダー、コンサルタント、その他第三者のビジネス・パートナーとの関係を重視し、これらの関係に適用される法律を尊重します。特に、当社は世界中の市場において公正で開かれた競争を約束します。当社は、事業を行うすべての国の独占禁止法、競争法、贈収賄防止法、その他の貿易規制を完全に遵守することが、顧客と従業員の長期的利益に最も貢献すると考えています。当社は汚職や賄賂を容認せず、これに反対します。

競合他社、顧客、ベンダーとの関係は、さまざまな国の法律の適用を受けます。

### I. 競合他社

法律遵守を確実にし、不正の疑いを避けるため、当社の従業員は、法務・コンプライアンス部による事前の審査がない限り、当社の競合他社と当社の事業に関する協議、正式な合意、または非公式な了解を結ぶことが禁じられています。これには、価格、コスト、利益、販売条件、与信設定、市場シェア、生産量、販売地域、入札戦略、顧客、流通方法に関する協議が含まれます。世間の目や法廷では、認識というものは現実よりも重視されることがあります。従って、不注意で避けられない何気ない接触以外の競合他社との接触や連絡は、リーガル&コンプライアンス部の審査がない限り避けるべきです。競合他社が上記のような話題やデリケートな話題について話し合おうとした場合は、直ちにその競合他社に会話を続けたいことを伝え、その件を法務・コンプライアンス部に報告してください。

競合他社やその製品、サービスを誹謗中傷するのではなく、当社製品の長所で販売するのが当社の方針です。競合他社を不当に貶めるような比較はしないでください。そのような行為は、顧客からの軽蔑や競合他社からの苦情を招くだけであり、風評問題や、金銭的・法的責任を負う可能性があります。

### II. 顧客、サプライヤー、コンサルタント

当社は、各お客様に対して適切な取引条件を提示することを方針としております。当社は、顧客が公平に扱われるように業務を遂行するよう努めます。お客様とのコミュニケーションにおいては、当社製品の利点を強調します。虚偽の説明や不誠実な発言は絶対にしてはなりません。明確なコミュニケーションに基づく誠実さは、倫理的行動の中核であり、その結果としての信頼は、健全で永続的な関係に不可欠です。

競合するサプライヤーを決定する際には、すべての事実を公平に判断してください。当社と競合するサプライヤーが、当社の選考プロセスの誠実さを信頼し、当社が不適切と思われることを避けることが不可欠です。

違反行為を匿名で報告する方法については、最終ページを参照のこと。

三菱ケミカルグループ EMEA (MCG EMEA) ポリシー

タイトル	三菱ケミカルグループ 行動規範 (コードオブコンダクト)		
ドキュメント番号	1.2	有効期限	01.09.2023
バージョン	02	ページです。	8の 17

当社に雇われた社外コンサルタントは、当社の従業員と同じ業務行動規範を遵守する必要があります。コンサルタントに当社の方針を認識させ、遵守させることは、コンサルタントを雇用する従業員の責任です。

### III. 汚職、賄賂、贈与、献金

当社は、事業における汚職や贈収賄を容認せず、厳しく反対します。当社は、他人の判断を墮落させようとすることでビジネスを模索することはなく、私的または公的な人物の汚職や賄賂を一切容認しません。

ビジネスギフトを贈る目的は、会社の信用を高めることであり、それ以上のものではありません。個人的な贈答品を用いて他者に不適切な影響を与えようとするのは、容認できず違法です。従って、当社のために働く者は、当社との関係において受取人に不適切な影響を与えようとする意図のある、またはそう解釈される可能性のある贈答品を贈るべきではありません。

政府関係者、政党関係者、または政府機関のために、あるいは政府機関を代表して働く人に対するいかなる種類の支払いや贈答も、法務部および社長の承認がない限り、許されません。そのような支払いや贈答は贈収賄に該当する可能性があり、刑事訴追を受ける可能性があります。このポリシーの詳細については、贈収賄防止ポリシー、企業献金に関する会社固有のポリシー（該当する場合）、および法務・コンプライアンス部の見解を参照してください。

また、会社のために不適切な影響を与えると思われるような贈答品を受け取ってはなりません。取引の外観は重要な考慮事項であることを忘れないでください。

食事、接待、旅行など、名目以上の価値のある贈答品を申し出たり、受け取ったりする場合は、事前に上司の承認を得る必要があります（該当する場合は、会社独自のポリシー）。経営陣の承認なしに、会社の資産、サービス、施設、その他の財産を無報酬または割引で利用することを申し出ることは、決して許されません。

従業員は、会社の資金、財産、またはサービスを、政党や委員会、または政治家候補や政治家に対して寄付することはできません。従業員に対して、政治献金を行うよう、または政党や個人の政治家候補の支援に参加するよう、直接的または間接的な圧力をかけてはなりません。

### D. 安全、健康、環境への取り組み

違反行為を匿名で報告する方法については、最終ページを参照のこと。



三菱ケミカルグループ EMEA (MCG EMEA) ポリシー

タイトル	三菱ケミカルグループ 行動規範 (コードオブコンダクト)		
ドキュメント番号	1.2	有効期限	01.09.2023
バージョン	02	ページです。	9の 17

KAITEKIの指針に基づき、当社は従業員、顧客、近隣住民の健康と安全、そして環境保護を中核的価値観としています。

適用される法律や規制を遵守することに加え、当社はすべての従業員に対し、基本的な安全ルールを守り、常に安全な作業方法に従うことを求めています。全従業員は以下のことを守らなければなりません：

- \* 安全に関する会社の方針と手順に従う。
- \* 事故、負傷、疾病が発生した場合は、その程度にかかわらず、直ちに上司に報告する。
- \* 作業場付近の出口と消火器の場所を把握する。
- \* 適用されるすべての個人用保護具を使用し、他の従業員にも同じようにするよう助言する。
- \* 自分の職務に関連するすべての作業手順と安全ガイドラインを知り、それに従う。
- \* 個人やグループの仕事場を清潔に保ち、整頓する。

当社の責任ある人的安全管理および環境管理へのコミットメントには、以下の目標達成への従業員一人ひとりの参加が必要である：

- \* 私たちの事業が地域社会の環境、健康、安全に及ぼす悪影響を防止する。
- \* 事業活動において、環境への配慮、エネルギーおよび原材料の節約を最優先事項とする。
- \* 廃棄物の発生と排出を発生源において削減、最小化、または排除すること、廃棄の必要性を最小化するために再利用とリサイクルを行うこと、不慮の放出、漏出、流出を含む環境事故を排除する。
- \* 環境、衛生、安全に関する法律や規制を遵守し、あらゆるレベルの政府と協力する。

#### E. 財務の完全性、記録管理、会社資産の使用

会社の財務報告書、会計記録、調査報告書、販売報告書、経費計算書、タイムシート、整備記録、日誌、システム、その他の書類はすべて、関連する事実と取引または活動の本質を正確かつ明確に表していなければなりません。不適切または詐欺的な文書化または財務報告は、会社のポリシーに反し、また法律に違反する可能性もあります。全従業員は、業務記録に記載されるすべての情報が合法的で、完全で、正確で、適用される法律と会社の方針の両方に合致していることを確認するために最善を尽くさなければなりません。

他の個人または事業体の脱税の手助けになることを避けるため、法務・コンプライアンス部の審査と承認がない限り、商品またはサービスの支払いは常に、商品またはサービスを受領または提

違反行為を匿名で報告する方法については、最終ページを参照のこと。

## 三菱ケミカルグループ EMEA (MCG EMEA) ポリシー

タイトル	三菱ケミカルグループ 行動規範 (コードオブコンダクト)		
ドキュメント番号	1.2	有効期限	01.09.2023
バージョン	02	ページです。	10の 17

供した事業体（個人、会社、企業）により、またその事業体に対して行われるようにします。企業が第三者への支払いに固執する場合は、速やかに法務・コンプライアンス部に報告してください。

従業員は、不法な資金が合法的な経済サイクルに導入されるのを防止するため、または資金の出所や行き先を隠蔽するために実施されているすべてのプロセスに従い、これを実施しなければなりません。従業員は、テロ資金対策に努め、重大性の有無にかかわらず、いかなる事件も会社に報告しなければなりません。

会社資産の適切な保護と使用は、各従業員の基本的な責任です。従業員は、会社名、設備、システム、施設、会社のチャージカード、消耗品、その他の資産を、個人的な使用や会社の業務以外の用途に使用してはなりません。会社の電話システム、コンピュータシステム、オフィス、工場、ワークスペース、机、ファイルキャビネット、またはその他の会社の機器に、個人的な物品、メッセージ、またはプライベートと思われる情報を置いたり保管したりしてはなりません。会社は、適用される法律に従い、予告なしにいつでもこれらのエリアや資料を監視したり、アクセスしたりすることができます。

### F. 会社情報とコミュニケーション

会社の記録や機密情報は、貴重な企業秘密を保護し、法令を遵守するために適切に管理されなければなりません。

#### I. 記録管理

会社の記録管理は第一に重要である。記録管理のどの段階においても、不適切な取り扱いは、最終的に会社に損失をもたらす可能性があります。すべての文書、データベース、ボイスメッセージ、テキスト、コンピュータ文書、Eメール、ファイル、写真、電子データは記録であることを肝に銘じてください。従業員には、当社の記録保持ポリシーを知り、それに従う責任があります。法務・コンプライアンス部門は、実際の訴訟や政府による調査の場合、またはその恐れがある場合、保管しなければならない記録に関する通知を発行することがあります。従業員は、これらの通知に含まれる指示に従わなければならない、処分してよいとの通知があるまで、該当する情報を処分してはなりません。違反した場合、会社および個人は、法的および雇用に関連する重大な結果を被る可能性があります。

#### II. 会社専有情報

違反行為を匿名で報告する方法については、最終ページを参照のこと。

## 三菱ケミカルグループ EMEA (MCG EMEA) ポリシー

タイトル	三菱ケミカルグループ 行動規範 (コードオブコンダクト)		
ドキュメント番号	1.2	有効期限	01.09.2023
バージョン	02	ページです。	11の 17

会社の専有情報の適切な取り扱いと保護は、会社の健全さにとって極めて重要です。一般公開のために審査され承認された情報を除き、ほぼすべての会社情報は機密情報です。このような機密情報には、事業、財務、マーケティングデータおよび戦略、人事情報および給与データ、関連会社や外部企業との事業計画、技術ノウハウ、プロセス、未公開特許出願などの知的財産が含まれます。

これらの情報の多くは、当社の従業員やライセンサーのアイデアや努力を表すものであり、未発表の製品、研究結果、マーケティング戦略、技術的進歩、顧客情報など、極めて機密性の高いものです。会社の機密情報が保護されずに開示されると、その価値が制限されたり、破壊されたりする可能性があります。

従業員は、会社情報の紛失や開示を防ぐために、適切な保護措置を維持することが期待されています。在職中も退職後も、あなたが開発した情報を含め、会社の機密情報を会社の許可なく開示することは禁じられています。合法的な業務上の理由で、会社の機密情報をコンサルタント、供給業者、顧客などに開示する必要がある場合は、まず受領者が適切な機密保持契約書（法務・コンプライアンス部を通じて各種バージョンを入手可能）に署名する必要があります。記者、第三者、弁護士、または調査官から情報提供またはインタビューの要請を受けた場合は、その要請を会社の経営陣または法務・コンプライアンス部に伝えてください。

電子的に送信および/または保存される会社のデータには、独自の保護が必要です。電子データを送信、受信、および/または保存する従業員は、当社の情報システム・ポリシーと手順、および記録保持ポリシーを含む、情報技術に関する当社のポリシーと手順を遵守する責任があります。

従業員は、雇用終了時に会社の情報をすべて会社に返却する必要があります。会社情報の守秘義務は、雇用終了後も継続します。

当社は、企業秘密やその他の機密情報の不正使用や窃盗を、その他の重要資産の窃盗や不正使用と同様に深刻に扱います。現従業員、元従業員、または他者による企業秘密の濫用の疑いがある場合は、直ちに上司および法務・コンプライアンス部に連絡してください。

### III. 他者が所有する情報

当社の方針として、他者の機密情報にも当社の機密情報と同レベルの高い保護を与えます。他者から得た機密情報の機密性に疑問がある場合は、開示しないでください。前職で得た機密情報を開示しないでください。

違反行為を匿名で報告する方法については、最終ページを参照のこと。

## 三菱ケミカルグループ EMEA (MCG EMEA) ポリシー

タイトル	三菱ケミカルグループ 行動規範 (コードオブコンダクト)		
ドキュメント番号	1.2	有効期限	01.09.2023
バージョン	02	ページです。	12の 17

他の当事者の機密情報を受け取る側になった場合は、当社がその情報を不正流用または誤用したと非難されないよう、慎重に行動しなければなりません。

当社と情報を開示する当事者が、その使用条件について正式に合意し、当社の役員またはその被指名人が署名した合意書を締結するまでは、機密情報（口頭、視覚、書面にかかわらず）の受領を行ってはなりません。

他者の機密情報または制限付き情報が適切にあなたの手に渡ったら、機密保持契約の条件をよく理解し、契約の条件に従い、指定された目的を推進する目的以外で、その情報を使用、コピー、配布、または開示してはなりません。

特に社外に配布するために、記事やその他の第三者の著作物をコピー、郵送、電子メールで送信することは、著作権侵害となる可能性があります。社外に著作物を配布する場合は、法務・コンプライアンス部に連絡してください。

### IV. 会社の電子メール、テキスト、インターネットの使用

Eメール、テキスト、その他のインターネットを介したコミュニケーションは、正式な業務報告というよりも、カジュアルなコミュニケーションに似ていることが多いのですが、これらのメッセージを送信するたびに、あなたは業務記録を作成したことになります。手紙や覚書に書くことに抵抗があるようなことは、インターネットを通じて送信しないでください。特定の状況下では、会社の電子メールは、削除済みとマークされたメッセージであっても、訴訟を通じて第三者が入手する可能性があります。

法律では一般的に、会社のシステム上で従業員の電子メール、テキストメッセージ、およびインターネットの使用を監視する会社の権利が保護されていることに留意してください。適用される法律に従い、会社の従業員は、会社のコンピュータ、ラップトップ、電話、iPad、Eメールシステムなど、会社の機器を利用する際に、プライバシーを合理的に期待することはできません。会社の業務に関連して会社の機器にアクセスしたり、会社のシステムを利用したりする社員は全員、会社の情報システムの方針と手順に精通していなければなりません。

会社の目的のために、電子メディアを適切かつ合法的に使用してください。従業員は、当社のリソースを使用して、他者の商標、著作権、ライセンス、またはその他の知的財産権を侵害する資料を複製、表示、配布、または保存したり、当社のポリシーまたは法律に違反してはなりません。

### V. ソーシャルメディアの利用

違反行為を匿名で報告する方法については、最終ページを参照のこと。

三菱ケミカルグループ EMEA (MCG EMEA) ポリシー

タイトル	三菱ケミカルグループ 行動規範 (コードオブコンダクト)		
ドキュメント番号	1.2	有効期限	01.09.2023
バージョン	02	ページです。	13の 17

当社は、従業員が個人的および仕事上の目的でソーシャルメディアを使用することを尊重しますが、従業員は、ソーシャルメディア上でコミュニケーションを行う場合、当社のポリシーを遵守する責任があります。ソーシャルメディアを使用する場合、従業員は以下を行う必要があります：

- 当社に関連する問題についてオンラインでコメントする場合は、当社との関係を明らかにし、明示的に権限を付与され、情報が正確な場合に限り、当社を代表してオンラインでコメントする（注：当社の役員および特定の指定された個人は、当社の公式スポークスパーソンとしての役割を果たし、従業員は権限を付与されない限り、当社を代表していかなる発言も行うべきではありません）。
- 個人的な投稿において、当社に関して表明する意見はすべて個人的なものであり、当社の意見を反映するものではないことを明記する。
- 他人のプライバシーを尊重し、適切な同意なしに写真を公開しない。
- 使用するソーシャルメディアサイトのルールを遵守する。
- 当社、顧客、ビジネスパートナー、またはサプライヤーの業務上の機密情報を開示しない（機密情報が不注意で明らかになる可能性のある写真を含む）。
- 差別的、脅迫的、威圧的、嫌がらせ的、いじめ的な投稿をしない。

## G. 利益相反

従業員は、個人的な利益と会社の利益が相反する可能性がある（または相反すると思われる）状況を避けるべきです。現在または潜在的な顧客、サプライヤー、競合他社との取引において、社員は会社の最善の利益のために行動すべきであり、個人的な利益のために行動すべきではありません。利害の衝突がある、またはその可能性があると思われる場合、上司にその状況を迅速かつ完全に開示する義務があります。利益相反の状況には、以下が含まれます：

- 会社の最善の利益のために行動する従業員の能力または傾向に影響を及ぼす可能性のある、家族またはその他の個人的関係を含むあらゆる取り決めまたは状況。
- 贈答品、接待、個人的な好意や優遇措置を受けたり、受けたりすること。
- 個人的な商業的利益を追求するために、会社の時間および/またはリソースを使用すること。
- 従業員または従業員の家族が、会社と取引を行う、または行おうとする、あるいは会社の競合相手である外部企業において、重要な経済的利害を所有すること。
- 当社と取引を行う、または行おうとする、あるいは当社の競合相手である外部企業で、取締役、役員、パートナー、コンサルタント、またはその他の重要な役割を務めること。

違反行為を匿名で報告する方法については、最終ページを参照のこと。



## 三菱ケミカルグループ EMEA (MCG EMEA) ポリシー

タイトル	三菱ケミカルグループ 行動規範 (コードオブコンダクト)		
ドキュメント番号	1.2	有効期限	01.09.2023
バージョン	02	ページです。	14の 17

- 当社または当社の利害に関わる取引において、第三者の利益のためにブローカー、ファインダー、または仲介者として行動すること。

### H. 一般的な法的方針

法的紛争や政府の調査は、会社とその評判を守るために適切に処理されなければならない。

#### I. 請求、訴訟、法的手続きの送達

当社は、第三者による様々な苦情、クレーム、訴訟の対象となります。日常的で些細な顧客からの苦情（訴訟の恐れがない場合）は、通常の業務で処理する必要があります。問題が紛争化した場合に、誤解を招いたり、当社に不利になるようなコミュニケーションは常に避けてください。以下の事項については、直ちに法務・コンプライアンス部に報告し、確認と適切な対応を受けてください：

- 顧客からの苦情で解決が行き詰ったもの
- 競合他社による苦情
- 不正行為の告発
- 脅迫または現実の訴訟
- 他の当事者の弁護士が関与する事項

法的手続きは、法務・コンプライアンス部による事前の検討なしに開始されるべきでなく、ほとんどの場合、取締役会の承認が必要です。

法務・コンプライアンス部は、実際に訴訟が発生した場合、またはその恐れがある場合に、記録の保持に関する通知を発行することがあります。訴訟保留通知を受け取った後は、係争中、脅迫中、または将来発生する可能性のある訴訟に何らかの形で関連する文書（自分のコンピュータにのみ存在する文書を含む）を破棄しないこと、または破棄するよう他人に依頼しないことが重要です。それ以外の文書の管理は、当社の文書保管ポリシーに従うべきです。

#### II. 政府からの問い合わせ

当社は、政府機関によるあらゆる有効な要請に協力する方針です。同時に、当社は、弁護士による代理を含め、調査対象者に法律で規定されたすべての保護措置を受ける権利を有します。従って、政府調査官、代理人、または代理人から面談を要求された場合、情報やファイルへのアクセス違反行為を匿名で報告する方法については、最終ページを参照のこと。

三菱ケミカルグループ EMEA (MCG EMEA) ポリシー

タイトル	三菱ケミカルグループ 行動規範 (コードオブコンダクト)		
ドキュメント番号	1.2	有効期限	01.09.2023
バージョン	02	ページです。	15の 17

スを求められた場合、または書面による質問を提起された場合、当社は協力しますが、当社には弁護士がいるため、その問題を法務コンプライアンス部に照会する必要があることを丁寧に伝える必要があります。その後、直ちに上司に報告し、法務・コンプライアンス部に今後の手続きについて相談してください。

当社の従業員として、あなたはこの行動規範とその他の当社の方針を知り、それに従い、当社の業務を遂行する上で、「**Our Way**」の価値観（誠実、尊重、果敢、共創、完遂）に沿って行動することが求められます。自分の職務に適用されるすべての法律を知り、それに従うことが求められます。社員は、必要な研修をすべて適時に修了する必要があります。当社の方針に違反していると思われることを知った場合は、上記の通り、直ちに報告することが求められます。

三菱ケミカルグループは、人と地球の幸福を実現する「KAITEKI」を目指し、革新的なソリューションでリードしています。私たちは、あなたの役割を期待しています。

行動規範はすべてを網羅するものではありません。疑問や懸念がある場合は、上司、経営陣、法務・コンプライアンス部、または人事部に相談してください。

違反行為を匿名で報告する方法については、最終ページを参照のこと。

**三菱ケミカルグループ EMEA (MCG EMEA) ポリシー**

タイトル	<b>三菱ケミカルグループ 行動規範 (コードオブコンダクト)</b>		
ドキュメント番号	1.2	有効期限	01.09.2023
バージョン	02	ページです。	<b>16の 17</b>

**倫理ホットライン国別電話番号**

国名	電話番号
オーストリア	00800 72332255
バーレーン	8004264
ベルギー	00800 72332255
ブラジル (ポルトガル語/英語)	0800-900-0253
カナダ (イングリッシュ・カナディアンまたはフレンチ・カナディアン)	1-866-842-7139
フランス	00800 72332255
ドイツ	00800 72332255
ハンガリー	00800 72332255
イスラエル	012 800 7233 2255 (ゴールデンラインズ)
イスラエル	013 800 7233 2255 (バラク)
イスラエル	014 800 7233 2255 (ベゼック)
イタリア	00800 72332255
メキシコ (スペイン語)	1- 800-681-6529
オランダ	00800 72332255
ポーランド	00800 72332255
ルーマニア	0372 741 942
ロシア	810 800 72332255
スロバキア	0800 004 996
スペイン	00800 72332255
スウェーデン	0850 252122
スイス	00800 72332255
南アフリカ	00800 72332255
トルコ	00800 4488 20729
イギリス	0800 915 1571
アメリカ (英語)	1-866-842-7139

**その他の報告オプション**

違反行為を匿名で報告する方法については、最終ページを参照のこと。

三菱ケミカルグループ EMEA (MCG EMEA) ポリシー

タイトル	三菱ケミカルグループ 行動規範 (コードオブコンダクト)		
ドキュメント番号	1.2	有効期限	01.09.2023
バージョン	02	ページです。	17の 17

アメリカ

匿名ネットレポート経由 : <https://www.mycompliancereport.com/report?cid=MCGA>

QR コードによる匿名通報の保護



EMEA: 匿名オンラインレポート via: [www.safecall.co.uk/report](http://www.safecall.co.uk/report)

匿名でない電子メールでの報告 : [emea-ethics@mcgc.com](mailto:emea-ethics@mcgc.com)

違反行為を匿名で報告する方法については、最終ページを参照のこと。